

令和4年度
財政援助団体等監査報告書

袖ヶ浦市監査委員

第1 監査の概要

袖ヶ浦市監査基準及び全国都市監査委員会の都市監査基準に準拠して、地方自治法第199条第7項による財政援助団体等監査を次のとおり実施した。

なお、全国都市監査委員会は、監査委員制度の円滑な運営と健全な発展を図ることを目的とした全国の市等の監査委員で構成される組織であり、監査委員が監査等を実施する際によるべき基本事項等を規定した都市監査基準を定めている。

1 監査の期間

令和4年8月23日から令和4年9月29日まで

監査委員監査 令和4年9月29日

2 監査の対象

- (1) 社会福祉法人袖ヶ浦市社会福祉協議会
- (2) 公益社団法人袖ヶ浦市シルバー人材センター

3 監査の実施場所

袖ヶ浦市社会福祉センター

4 監査の範囲

令和3年度及び令和4年7月末までの財政的援助に係る出納その他の事務の執行状況

5 監査の着眼点と方法等

(1) 監査の着眼点

ア 補助団体

- (ア) 事業計画書、予算書及び決算書等と所管課へ提出した補助金の交付申請書、実績報告書等は符合するか。
- (イ) 補助事業は、補助の目的に沿って適正かつ効率的に行われているか。
- (ウ) 出納関係帳票の整備、記帳並びに領収書等の証拠書類等の整備は、適切に行われているか。
- (エ) 補助金に係る会計処理は適正に行われているか。

イ 所管課

(福祉部地域福祉課、高齢者支援課)

- (ア) 補助金の決定は規則等に適合しているか。
- (イ) 補助金交付要綱等により、補助金の交付目的及び対象事業の内容が明確にされているか。
- (ウ) 補助金の額の算定、交付手続、交付時期等は適切か。

- (エ) 事業の効果及び履行の確認は、実績報告により適切に行われているか。
 - (オ) 補助事業に関する団体への指導監督は、適切に行われているか。
- (2) 監査の実施内容

監査の対象団体の財政的援助に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助の目的に沿って行われているかを検証するため、提出された監査資料や財務諸表等に基づき財政的援助に係る出納その他の事務の執行状況等について、関係職員の説明を聴取しつつ監査を行った。

第2 監査の結果

1 社会福祉法人袖ヶ浦市社会福祉協議会

(1) 役員の様況 (令和4年7月31日現在)

(単位：人)

会 長	副会長	常務理事	理 事	監 事	計
1	2	1	9	2	15

(2) 職員の様況 (令和4年7月31日現在)

職員22名 (正職員13人、嘱託職員3人、臨時職員6人)

(3) 財務の様況 (令和4年3月31日現在)

ア 法人全体

(ア) 資金収支計算書

勘定科目		決算額(円)
事業活動による収支	<収入>	
	会費収入	7,301,850
	寄附金収入	1,630,885
	経常経費補助金収入	78,494,543
	受託金収入	25,073,225
	事業収入	2,147,482
	負担金収入	0
	受取利息配当金収入	2,700
	その他の収入	205,202
	事業活動収入計(1)	114,855,887
	<支出>	
	人件費支出	93,536,515
	事業費支出	3,257,046
	事務費支出	14,457,847
共同募金配分金事業費	1,938,601	
助成金支出	3,449,675	
事業活動支出計(2)	116,639,684	
事業活動資金収支差額(3) = (1) - (2)	△ 1,783,797	
施設整備等による収支	<収入>	
	施設整備等収入計(4)	0
	<支出>	
施設整備等支出計(5)	0	
施設整備等資金収支差額(6) = (4) - (5)	0	
その他の活動による収支	<収入>	
	積立資産取崩収入	10,000,000
	その他の活動収入計(7)	10,000,000
	<支出>	
	基金積立資産支出	10,002,680
	その他の活動による支出	5,059,220
その他の活動支出計(8)	15,061,900	
その他の活動資金収支差額(9) = (7) - (8)	△ 5,061,900	
予備費支出(10)	-	
当期資金収支差額合計(11) = (3) + (6) + (9) - (10)	△ 6,845,697	
前期末支払資金残高(12)	14,043,082	
当期末支払資金残高(11) + (12)	7,197,385	

(イ) 貸借対照表

資産の部		負債の部	
科目	金額(円)	科目	金額(円)
流動資産	15,856,620	流動負債	14,140,855
現金預金	13,592,448	事業未払金	6,780,577
事業未収金	2,264,172	預り金	8,874
固定資産	201,216,728	職員預り金	1,869,784
基本財産	1,000,000	賞与引当金	5,481,620
定期預金	1,000,000	固定負債	63,567,100
その他の固定資産	200,216,728	退職給付引当金	63,567,100
		負債の部合計	77,707,955
		純資産の部	
		基本金	1,000,000
		基金	79,083,813
		その他の積立金	56,450,875
		次期繰越活動増減差額	2,830,705
		純資産の部合計	139,365,393
資産の部合計	217,073,348	負債及び純資産の部合計	217,073,348

(4) 補助金の状況（令和4年3月31日現在）

令和3年度の市からの補助金は、69,336,749円である。

その内訳の主なものは、社会福祉協議会運営事業補助金67,314,000円、地区社会福祉協議会活動支援補助金1,111,768円であり、社会福祉協議会運営事業補助金は人件費に対する補助である。

(5) 事務事業の概要

社会福祉協議会は、地域住民の福祉活動への参加を促進するとともに、行政機関や福祉関係団体と連携して社会福祉事業及び地域の社会福祉に関する活動や地域福祉の推進に取り組んでいる。

重点的に取り組んでいる事業としては、住民や関係者の理解を得ながら参加者や協力者を増やすための広報や啓発に関する事業、地域で活動する人材の育成と地域活動団体が連携して効果的に活動ができるようにするための地域活動の活性化に関する事業、日常生活圏域における住民同士の支え合いの仕組みづくりを進めるための事業があり、地域福祉活動の中心的役割を果たしている。

(6) 監査の結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行状況等並びに金銭及び物品等の管理は、おおむね適正に処理されていると認められた。今後の更なる経理適正化等に資するため、次のとおり意見を付する。

・ 積立資産の管理及び運用

福祉基金を始めとする積立資産については、それぞれの設置目的をより明確にしたうえでこれに沿った管理及び運用を行うとともに、積立てや取崩しが安易に行われないよう、必要に応じて所管課と協議を行いつ

つ、諸規定等に従って一層の適正な事務に努められたい。

なお、所管課である地域福祉課にあつては、次の事項に留意し、適正な指導監督に努められたい。

・社会福祉法人袖ヶ浦市社会福祉協議会補助金（心配ごと相談所運営事業）

社会福祉法人袖ヶ浦市社会福祉協議会補助金交付要綱において、補助金の対象経費が事業ごとに定められているが、対象経費以外の経費が補助されていると見受けられる事例があった。そのため、補助の目的を達成するために必要な額が過不足なく交付されているか改めて対象経費を精査のうえ必要な見直しを検討し、補助金の交付事務における社会福祉協議会との認識の統一を図られたい。

2 公益社団法人袖ヶ浦市シルバー人材センター

(1) 役員 の 状 況 (令 和 4 年 7 月 3 1 日 現 在)

(単 位 : 人)

会 長	副 会 長	常 務 理 事	理 事	監 事	計
1	1	1	7	2	12

(2) 職 員 の 状 況 (令 和 4 年 7 月 3 1 日 現 在)

職 員 9 人 (正 職 員 2 人、嘱 託 職 員 7 人)

(3) 財 務 の 状 況 (令 和 4 年 3 月 3 1 日 現 在)

ア 正味財産増減計算書

科 目	金 額 (円)
I 一般正味財産増減の部	
1. 経常増減の部	
(1) 経常収益	
受託事業収益	165,208,369
労働者派遣事業等受託収益	472,592
受取会費	670,000
受取補助金等	16,500,000
雑収益	459,572
経常収益計	183,310,533
(2) 経常費用	
事業費	177,208,037
管理費	2,498,299
経常費用計	179,706,336
当期経常増減額	3,604,197
2. 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	
経常外収益計	0
(2) 経常外費用	
経常外費用計	0
当期経常外増減額	0
他会計振替額	0
当期一般正味財産増減額	3,604,197
一般正味財産期首残高	22,330,826
一般正味財産期末残高	25,935,023
II 正味財産期末残高	25,935,023

イ 貸借対照表

資産の部		負債の部	
科目	金額(円)	科目	金額(円)
流動資産	32,552,419	流動負債	12,835,708
現金	954,780	未払金	12,689,023
普通預金	19,747,636	預り金	146,685
未収金	11,733,525	仮受金	0
前払金	87,540	固定負債	5,934,000
差入保証金	28,938	退職給付引当金	5,934,000
固定資産	12,152,312	負債合計	18,769,708
特定資産	10,934,000	正味財産の部	
退職給付引当資産	5,934,000	一般正味財産	25,935,023
財政運営資金積立資産	5,000,000	(うち特定資産への充当額)	(5,000,000)
その他固定資産	1,218,312	正味財産合計	25,935,023
車両運搬具	1,079,547		
什器備品	138,765		
資産合計	44,704,731	負債及び正味財産合計	44,704,731

(4) 補助金の状況（令和4年3月31日現在）

令和3年度の市からの補助金は、8,250,000円である。

この補助金は、給料手当（24,770,787円）、法定福利費（3,009,421円）などの一部に充当されている。

(5) 事務事業の概要

シルバー人材センターは、高齢者の生きがいの充実や福祉の増進、活力ある地域社会づくりに寄与することを念頭に、高齢者に就業の機会を提供し社会参加の促進に取り組んでいる。

主な事業としては、会員による勧誘活動、広報活動や各種研修などを通じた会員の確保や拡大に関する事業、リーダー会員の育成や就業開拓専門員の配置などによる就業機会の確保や拡充に関する事業、地域イベントへの参加や事業所等への訪問などを通じた普及啓発に関する事業がある。

(6) 監査の結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行状況等並びに金銭及び物品等の管理は、おおむね適正に処理されていると認められた。

なお、高齢者支援課にあつては、下記の事項に留意し、適正な指導・監督に努められたい。

- ・ 袖ヶ浦市福祉事業補助金（シルバー人材センター育成事業）

袖ヶ浦市福祉事業補助金交付要綱において、シルバー人材センター育成事業における補助金の対象経費の記載があるが、対象経費以外の経費が補助されていると見受けられる事例があるほか、補助基準額の記載が抽象

的なため、市が補助対象事業にどれだけの財政的援助をしようとしているのか分からず、補助の目的を達成するために適正な額が交付されているのか判断できないことから、改めて補助の目的や対象を精査し、補助金の額の算出根拠を明確にする等必要な見直しを検討し、補助金の交付事務におけるシルバー人材センターとの認識の統一を図られたい。